

令和5年度神奈川県高齢者施設等物価高騰対応支援金支給要綱の一部改正に係る新旧対照表

改 正 (案)	現 行
<p style="text-align: center;">令和5年度神奈川県高齢者施設等物価高騰対応支援金支給要綱</p> <p>第1条 この要綱は、<u>原油価格・物価高騰の影響を受けている高齢者施設等への事業継続に向けた支援として、神奈川県高齢者施設等物価高騰対応支援金</u>（以下「支援金」という。）を予算の範囲内において支給することについて、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（支援金の支給対象者等）</p> <p>第2条 （略）</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) 令和<u>6</u>年<u>1</u>月1日以前に神奈川県又は所管市町村の指定等を受けて、申請日時点で現に運営しているもの</p> <p>(3) 事業者の事業計画上、令和<u>6</u>年<u>3</u>月<u>31</u>日までの間、事業の廃止（届出を行わない事実上の廃止を含む。以下同じ。）又は事業の休止（届出を行わない事実上の休止を含む。以下同じ。）をせず、運営を継続する予定であるもの</p> <p>2 （略）</p> <p>（支援金額）</p> <p>第3条 （略）</p> <p>（支援金の申請）</p> <p>第4条 支援金の支給を受けようとする者は、令和5年度神奈川県高齢者施設等物価高騰対応支援金<u>（下半期分）</u>に係る支給申請書（第1号様式）に次の書類を添えて、知事が別に定める期日までに知事に提出しなければ</p>	<p style="text-align: center;">令和5年度神奈川県高齢者施設等物価高騰対応支援金支給要綱</p> <p>第1条 この要綱は、<u>新型コロナウイルス感染症の影響に加え、原油価格・物価高騰の影響を受けている高齢者施設等への事業継続に向けた支援として、神奈川県高齢者施設等物価高騰対応支援金</u>（以下「支援金」という。）を予算の範囲内において支給することについて、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（支援金の支給対象者等）</p> <p>第2条 （略）</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) 令和<u>5</u>年<u>7</u>月1日以前に神奈川県又は所管市町村の指定等を受けて、申請日時点で現に運営しているもの</p> <p>(3) 事業者の事業計画上、令和<u>5</u>年<u>9</u>月<u>30</u>日までの間、事業の廃止（届出を行わない事実上の廃止を含む。以下同じ。）又は事業の休止（届出を行わない事実上の休止を含む。以下同じ。）をせず、運営を継続する予定であるもの</p> <p>2 （略）</p> <p>（支援金額）</p> <p>第3条 （略）</p> <p>（支援金の申請）</p> <p>第4条 支援金の支給を受けようとする者は、令和5年度神奈川県高齢者施設等物価高騰対応支援金<u>（下半期分）</u>に係る支給申請書（第1号様式）に次の書類を添えて、知事が別に定める期日までに知事に提出しなければ</p>

附 則

この要綱は、令和4年11月25日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年6月27日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年12月18日から施行する。

別表

区分	事業所・施設種別	支給単価
1	訪問介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、福祉用具貸与、居宅介護支援及び介護予防支援	1事業所当たり 40,000円
2	通所介護、通所リハビリテーション、小規模多機能型居宅介護及び看護小規模多機能型居宅介護	1事業所当たり <u>110,000円</u>
3	地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、訪問入浴介護	1事業所当たり 60,000円
4	介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設、認知症対応型共同生活介護、短期入所生活介護、短期入所療養介護、養護老人ホーム及び軽費老人ホーム	令和 <u>6年1月1日</u> 時点における 定員1人当たり <u>18,000円</u>
5	有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅（特定施設入居者生活介護又は地域密着型特定施設入居者生活介護の指定を受けているものに限る）	<u>18,000円</u>

備考

1～5 (略)

附 則

この要綱は、令和4年11月25日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年6月27日から施行する。

別表

区分	事業所・施設種別	支給単価
1	訪問介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、福祉用具貸与、居宅介護支援及び介護予防支援	1事業所当たり 40,000円
2	通所介護、通所リハビリテーション、小規模多機能型居宅介護及び看護小規模多機能型居宅介護	1事業所当たり <u>100,000円</u>
3	地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、訪問入浴介護	1事業所当たり 60,000円
4	介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設、認知症対応型共同生活介護、短期入所生活介護、短期入所療養介護、養護老人ホーム及び軽費老人ホーム	令和 <u>5年7月1日</u> 時点における 定員1人当たり <u>14,000円</u>
5	有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅（特定施設入居者生活介護又は地域密着型特定施設入居者生活介護の指定を受けているものに限る）	<u>14,000円</u>

備考

1～5 (略)

第1号様式

令和 年 月 日

神奈川県知事 殿

(法人等の住所)
(法人等の名称)
(代表者職名・氏名)

令和5年度神奈川県高齢者施設等物価高騰対応支援金(下半期分)に係る支給申請書

令和5年度神奈川県高齢者施設等物価高騰対応支援金支給要綱第4条の規定に基づき、次のとおり関係書類を添えて令和5年度神奈川県高齢者施設等物価高騰対応支援金(下半期分)の支給を申請します。なお、その支給を受けるにあたっては、令和5年度神奈川県高齢者施設等物価高騰対応支援金支給要綱を遵守します。

申請額 円

- 本支援金の申請に当たって、次の事項を誓約します。
 - 事業所・施設別申請額一覧に記載した高齢者施設等(以下「申請施設等」という。)は、現に運営しており、令和6年3月31日までの間、事業の廃止又は事業の休止をせず、運営を継続する予定です。
 - 支援金の支給を受けた場合、光熱費、燃料費又は食材費の高騰分を理由とした利用者負担額の引上げ等の利用者への影響を極力少なくするよう努めます。
 - 代表者又は役員のうち暴力団員に該当する者はありません。
 - 申請書の記載事項について虚偽であることが判明した場合や、支給要件に該当しないことが判明した場合には、本支援金を返還します。
- なお、申請後に、代表者又は役員のうち暴力団員に該当する者がいないことを確認するため、県からの求めがあった場合は確認に必要な個人情報の提出に応じ、情報を神奈川県警察本部に照会することについて、代表者及び役員全員が同意しています。

(添付書類)

- 事業所・施設別申請額一覧(別添1)
 - 役員等氏名一覧表(別添2)
 - 申請に係る施設・事業所の指定通知書の写し等、事業開始日を確認できる書類
 - 令和5年10月サービス提供分以降、直近の介護給付費等支払決定額通知書の写し等、事業を継続して実施していることを確認できる書類
- ただし、令和5年度上半期分の本支援金を受給している申請施設等については、3及び4の書類の添付は不要

申請法人住所		〒
部署名		
担当者氏名		
連絡先	電話番号	
	e-mail	

第1号様式

令和 年 月 日

神奈川県知事 殿

(法人等の住所)
(法人等の名称)
(代表者職名・氏名)

令和5年度神奈川県高齢者施設等物価高騰対応支援金に係る支給申請書

令和5年度神奈川県高齢者施設等物価高騰対応支援金支給要綱第4条の規定に基づき、次のとおり関係書類を添えて令和5年度神奈川県高齢者施設等物価高騰対応支援金の支給を申請します。なお、その支給を受けるにあたっては、令和5年度神奈川県高齢者施設等物価高騰対応支援金支給要綱を遵守します。

申請額 円

- 本支援金の申請に当たって、次の事項を誓約します。
 - 事業所・施設別申請額一覧に記載した高齢者施設等(以下「申請施設等」という。)は、現に運営しており、令和5年9月30日までの間、事業の廃止又は事業の休止をせず、運営を継続する予定です。
 - 支援金の支給を受けた場合、光熱費、燃料費又は食材費の高騰分を理由とした利用者負担額の引上げ等の利用者への影響を極力少なくするよう努めます。
 - 代表者又は役員のうち暴力団員に該当する者はありません。
 - 申請書の記載事項について虚偽であることが判明した場合や、支給要件に該当しないことが判明した場合には、本支援金を返還します。
- なお、申請後に、代表者又は役員のうち暴力団員に該当する者がいないことを確認するため、県からの求めがあった場合は確認に必要な個人情報の提出に応じ、情報を神奈川県警察本部に照会することについて、代表者及び役員全員が同意しています。

(添付書類)

- 事業所・施設別申請額一覧(別添1)
 - 役員等氏名一覧表(別添2)
 - 申請に係る施設・事業所の指定通知書の写し等、事業開始日を確認できる書類
 - 令和5年4月サービス提供分以降、直近の介護給付費等支払決定額通知書の写し等、事業を継続して実施していることを確認できる書類
- ただし、令和4年度に本支援金を受給している申請施設等については、3及び4の書類の添付は不要

申請法人住所		〒
部署名		
担当者氏名		
連絡先	電話番号	
	e-mail	

(第1号様式別添1) 事業所・施設別申請額一覧 (サービス別一覧)

No.	介護 保険 事業 所番 号	事業 所・ 施設 名	サー ビス 種別	定員	電話 番号	郵便 番号	住所	事業 の開 始日	申請 日時 点で の事 業実 施状 況	令和 5年 度中 の運 営状 況	本支援金 受給実績 の有無	当該事 業者・施 設に係 る支給 申請額 (千円)
1												
2												
3												
4												
5												
6												
7												
8												
9												
10												
11												
12												
13												

口座振込申出書、(第1号様式別添2) (略)

(第1号様式別添1) 事業所・施設別申請額一覧 (サービス別一覧)

No.	介護 保険 事業 所番 号	事業 所・ 施設 名	サー ビス 種別	定員	電話 番号	郵便 番号	住所	事業 の開 始日	申請 日時 点で の事 業実 施状 況	令和 5年 度中 の運 営状 況	令和4年 度におけ る本支援 金受給の 有無	当該事 業者・施 設に係 る支給 申請額 (千円)
1												
2												
3												
4												
5												
6												
7												
8												
9												
10												
11												
12												
13												

口座振込申出書、(第1号様式別添2) (略)

第2号様式

高福第 号
令和 年 月 日

令和5年度神奈川県高齢者施設等物価高騰対応支援金(下半期分)支給決定通知書

様

神奈川県知事 黒岩祐治

付けで申請のありました令和5年度神奈川県高齢者施設等物価高騰対応支援金(下半期分)の支給については、令和5年度神奈川県高齢者施設等物価高騰対応支援金支給要綱(以下「支給要綱」という。)の規定により次のとおり決定したので、通知します。

- 1 支給金額
2 支給条件

円

- (1) この支援金の対象となる事業は、
施設等における事業とします。
- (2) 次の場合、この支援金の支給の決定の全部又は一部を取り消すことがあります。
また、取り消した部分に係る支援金を返還させ、支援金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該支援金の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額)につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を徴収することがあります。
ア 支給対象事業者に該当しないことが判明した場合
イ 支援金の支給決定の内容又はこれに付した条件又はこの要綱に基づき知事が行った指示に違反した場合
ウ その他、偽り等不正の手段により支援金の支給を受けたことが判明した場合
- (3) この支援金は、支給決定通知後、速やかに支給するものとします。
- (4) 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出についての証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を支給金の額の確定の日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しなければなりません。
また、支給事業者が保存期間が満了しない間に解散する場合は、その権利義務を承継する者(権利義務を承継する者がいない場合は知事)に帳簿及び証拠書類を引き継がなければなりません。
- (5) 所在地又は代表者を変更したときは、速やかに文書をもって知事に届け出なければなりません。
- (6) この支援金の支給の決定の内容又は条件に不服のあるときは、この支給決定通知書を受領した日から10日を経過した日までに申請の取り下げをすることができます。

問合せ先
福祉子どもみらい局福祉部高齢福祉課
物価高騰支援金担当
電話 (045)

第2号様式

高福第 号
令和 年 月 日

令和5年度神奈川県高齢者施設等物価高騰対応支援金支給決定通知書

様

神奈川県知事 黒岩祐治

付けで申請のありました令和5年度神奈川県高齢者施設等物価高騰対応支援金の支給については、令和5年度神奈川県高齢者施設等物価高騰対応支援金支給要綱(以下「支給要綱」という。)の規定により次のとおり決定したので、通知します。

- 1 支給金額
2 支給条件

円

- (1) この支援金の対象となる事業は、
施設等における事業とします。
- (2) 次の場合、この支援金の支給の決定の全部又は一部を取り消すことがあります。
また、取り消した部分に係る支援金を返還させ、支援金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該支援金の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額)につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を徴収することがあります。
ア 支給対象事業者に該当しないことが判明した場合
イ 支援金の支給決定の内容又はこれに付した条件又はこの要綱に基づき知事が行った指示に違反した場合
ウ その他、偽り等不正の手段により支援金の支給を受けたことが判明した場合
- (3) この支援金は、支給決定通知後、速やかに支給するものとします。
- (4) 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出についての証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を支給金の額の確定の日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しなければなりません。
また、支給事業者が保存期間が満了しない間に解散する場合は、その権利義務を承継する者(権利義務を承継する者がいない場合は知事)に帳簿及び証拠書類を引き継がなければなりません。
- (5) 所在地又は代表者を変更したときは、速やかに文書をもって知事に届け出なければなりません。
- (6) この支援金の支給の決定の内容又は条件に不服のあるときは、この支給決定通知書を受領した日から10日を経過した日までに申請の取り下げをすることができます。

問合せ先
福祉子どもみらい局福祉部高齢福祉課
物価高騰支援金担当
電話 (045)

第3号様式

高福第号
年 月 日

令和5年度神奈川県高齢者施設等物価高騰対応支援金(下半期分)不支給決定通知書

様

神奈川県知事

申請のありました、令和5年度神奈川県高齢者施設等物価高騰対応支援金(下半期分)については、不支給とすることを決定したので通知します。

1 不支給の理由

※この様式は適宜修正して使用できるものとする。

第3号様式

高福第号
年 月 日

令和5年度神奈川県高齢者施設等物価高騰対応支援金不支給決定通知書

様

神奈川県知事

申請のありました、令和5年度神奈川県高齢者施設等物価高騰対応支援金については、不支給とすることを決定したので通知します。

1 不支給の理由

※この様式は適宜修正して使用できるものとする。

第4号様式

高福 第 号
年 月 日

令和5年度神奈川県高齢者施設等物価高騰対応支援金 (下半期分) 支給決定取消通知書

様

神奈川県知事

年 月 日 高福 第 号で支給決定しました令和5年度神奈川県高齢者施設等物価高騰対応支援金 (下半期分) につきまして、支給決定を取り消しましたので通知します。

1 支給決定取消理由

※この様式は適宜修正して使用できるものとする。

第4号様式

高福 第 号
年 月 日

令和5年度神奈川県高齢者施設等物価高騰対応支援金支給決定取消通知書

様

神奈川県知事

年 月 日 高福 第 号で支給決定しました令和5年度神奈川県高齢者施設等物価高騰対応支援金につきまして、支給決定を取り消しましたので通知します。

1 支給決定取消理由

※この様式は適宜修正して使用できるものとする。